浄化槽に関する届出について

浄化槽の使用に、下記のような<u>変更</u>が生じた場合、 浄化槽管理者(設置者・所有者等)は、<u>所轄の行政機関</u> への届出等の提出をお願いします。

(提出先については、裏面をご覧ください)

該当項目	浄化槽の使用状況	提出が必要な届け出	提出期限
	使用を開始したとき (浄化槽の稼働や、水道を使い始めた場合)	净化槽使用開始報告書	使用開始してから30日以内
	使用を休止するとき (空き家や長期入院、1年以上使わない場合等)	浄化槽使用休止届出書 (添付書類:清掃の記録)	休止のため清掃をしてから 任意の時期
	使用を再開するとき (休止届済の浄化槽を再度使用し始める場合)	净化槽使用再開届出書	使用再開してから30日以内
	使用を廃止するとき (浄化槽解体・撤去、下水道接続完了時等)	净化槽使用廃止届出書	廃止してから30日以内
	浄化槽管理者を変更するとき (転居や死亡、代表者変更等)	净化槽管理者変更報告書	変更してから30日以内

- ・浄化槽を使用している場合(休止や廃止の場合以外)は、維持管理 (保守点検・清掃・法定検査)が必要です。
- 各種浄化槽に関する届出については、所轄の行政機関もしくは 下記維持管理業者、大分県環境管理協会までご相談ください。
- ・必要な届出を提出し、浄化槽を正しく使用することで、大分県の 水環境を守っていきましょう。

維持管理業者記入欄

(問い合わせ先) 大分県知事指定検査機関 公益財団法人 大分県環境管理協会

〒870-1123 大分市大字寒田409-40

電話: 097-567-1855











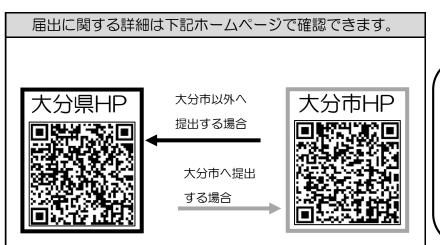


(公財)大分県環境管理協会は、持続可能な開発日標(SDGs)を支援しています。

浄化槽法関係届出書類等の提出先

該当機関	お住まいの市町村	提出先	電話番号	所在地
	別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1
	国東市	東部保健所国東保健部	0978-72-1127	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1
	臼杵市	中部保健所	0972-62-9171	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字渊崎72-34
	佐伯市	南部保健所	0972-22-0562	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1
	九重町・玖珠町	西部保健所	0973-23-3133	〒877-0025 日田市田島2-2-5
	大分市	大分市役所	097-540-5850	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
	中津市	中津市役所	0979-24-1234	〒871-0024 中津市中央町2-3-1
	日田市	日田市役所	0973-22-8357	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号
	津久見市	津久見市役所	0972-82-9516	〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
	竹田市	竹田市役所	0974-63-4836	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地
	豊後高田市	豊後高田市役所	0978-25-6218	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
	宇佐市	宇佐市役所	0978-27-8189	〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1
	豊後大野市	豊後大野市役所	0974-22-3136	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地
	由布市	由布市役所	097-582-1310	〒879-5498 由布市庄内町柿原302
	姓島村	姬島村役場 	0978-87-2276	〒872-1501 東国東郡姫島村1630番地の1

[※]建築確認が必要な場合には、特定行政庁(県土木・市町村の建築部局又は民間確認検査機関)に提出してください。



法定検査に関する問い合わせ先

公益財団法人 大分県環境管理協会 (大分県知事指定検査機関)

〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40 ☎097-567-1855



法定検査に関する申込や相談はこちらに お問い合わせください。